

(甲) 當座工手を解雇するに關し、手當を支給す

組合

ハ、第一、手當は退職の日より自らの都合に於て退職する  
時、退職金に代りて支給す  
ロ、第一、手當は退職の日より自らの都合に於て退職する  
ト、業餘士は自費退職に依りて退職金を得ず、手當は退職する  
日、退職金に代りて支給す  
ニ、退職金は、退職の日より自らの都合に於て退職する  
日、退職金に代りて支給す  
ハ、第一、手當は退職の日より自らの都合に於て退職する  
時、退職金に代りて支給す  
ロ、第一、手當は退職の日より自らの都合に於て退職する  
ト、業餘士は自費退職に依りて退職金を得ず、手當は退職する  
日、退職金に代りて支給す  
ニ、退職金は、退職の日より自らの都合に於て退職する  
日、退職金に代りて支給す

労働法大綱 労働者保護 大坂支所

(乙) 解雇手當ハ別表ノ如ク勤続満三ヶ月以上一ケ年迄ノ者ニハ日  
給ノ二十五日分ヲ支給ス

勤続一ケ年以上ノ者ハ勤続六ヶ月ヲマス毎ニ二日半ヲ加算ス  
但シ一ケ年以上ノ勤続者ニハ本手當ノ他ニ退職手當ヲ加算ス

(丙) 退職ノ手當及解雇手當ハ現在ノ日給ニ役附拜命後ノ年數ヲ標  
準トシテ算出ス請負賃銀者ハ假定日給率ニ依ル

(丁) 退職及解雇手當ハ退社ノ日ヨリ十五日以内ニ本人若クハ其遺  
族ニ支給ス

(戊) 左ノ場合ハ退職及解雇手當ヲ支給セズ  
イ、刑法及警察犯所罰令ニ違反スル行爲ヲ爲シタル場合  
ロ、物質上又ハ作業上會社ニ損害ヲ醸スベキ處行ヲ爲シタ  
ル場合